

令和 7 年 12 月 1 日

研究代表者 各位

研究基盤課長

令和 7 年度科学研究費助成事業（補助金）の繰越申請手続きについて

科学研究費助成事業の繰越（翌債）申請についてお知らせします。申請対象となる事由が発生し、繰越を希望する場合は、科研費電子申請システム上で必要書類を作成し、提出してください。作成にあたっては、「繰越申請書作成参考資料集」 および 「繰越事由一覧」 を必ず参照し、記載内容が要件に沿っていることをご確認ください。

1 繰越申請の対象

繰越申請は、「繰越事由」と「繰越要件」の両方を満たす場合に限り認められます（繰越事由は交付決定日〔令和 7 年 6 月 12 日〕以降に発生したものに限ります）。

制度の概要や申請時の留意事項、記入例等の詳細は、日本学術振興会の HP をご確認ください：
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/kurikoshi.html

2 申請方法

作成・提出方法：科研費電子申請システムで様式 C-26 繰越（翌債）を提出

該当種目：特別研究推進、新学術領域研究（研究領域提案型）、学術変革領域研究（A・B）、
基盤研究（S・A）、奨励研究、研究成果公開促進費、
若手研究（A）・・・平成 29 年度以前採択課題

学内締切	<u>第 1 回繰越申請 令 7 年 12 月 15 日（月）</u> ※令和 7 年 10 月までに繰越事由が発生した場合
	<u>第 2 回繰越申請 令和 8 年 1 月 9 日（金）</u> ※令和 7 年 11 月～12 月までに繰越事由が発生した場合
	<u>第 3 回繰越申請 令和 8 年 2 月 2 日（月）【厳守】</u> ※令和 8 年 1 月以降に繰越事由が発生した場合

繰越制度は、補助金の研究種目が対象となるため、基金種目は対象外です。

3 注意事項

（1）繰越承認要求額について

直接経費：繰越を希望される金額を入力、間接経費：0 円と入力

次ページあり

(2) 研究計画

繰越した研究計画は本年度の計画を翌年度まで継続するもので、翌年度の新たな研究計画とは区別して扱います。翌年度の交付金と繰越金を合算して使用することはできません。



(3) 申請・承認について

繰越承認申請は、日本学術振興会を通じて文部科学省から財務省へ承認要求が行われるものであり、関係機関の協議を経て承認されます。審査の過程で、記載内容の修正を求められる場合がありますので、必ず記入例に沿って正確に作成してください。

承認通知があるまでは、経費の使用は認められませんので、ご注意ください。

(所属毎の問い合わせ先)

八景・鶴見・舞岡 研究基盤課 研究費管理担当

徳永・山本 Email:kaken@yokohama-cu.ac.jp

福浦・附属病院 研究基盤課 医学系研究費管理担当

工藤・坂 Email:fkenkyu@yokohama-cu.ac.jp

センター病院 総務課庶務担当

牧野 Email:ce_ken@yokohama-cu.ac.jp